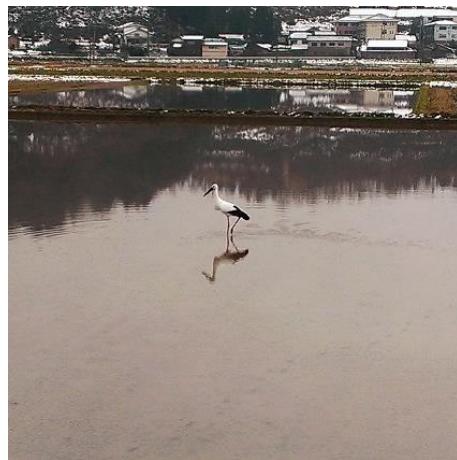


日本型直接支払制度のうち 環境保全型農業直接支払交付金

令和5年度 取組の手引き



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。

申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

はじめに

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るために、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要です。

環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国における農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う「環境保全型農業直接支払交付金」(以下「環境直払」といいます。) を平成23年度から実施しています。

平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として環境にやさしい農業に取り組む農業者を支援しています。

また、農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現することを目指し「みどりの食料システム戦略(令和3年5月)」を策定しました。

本戦略では、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)や環境に対する関心が国内外で高まり、重要な行動規範としてあらゆる産業に浸透しつつある中で、化学合成農薬・化学肥料や化石燃料の使用抑制等を通じた環境負荷低減を図り、将来にわたり、食料の安定供給と農林水産業の持続的な発展を目指すこととしています。

【SDGsへの貢献】

○直接的な貢献



○副次的な貢献



～事業に取り組む際の注意事項～

本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町もあることから、あらかじめ農地の所在する市町に、本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

目 次

I	対象者	
1.	農業者の組織する団体 1
2.	一定の条件を満たす農業者 1
II	対象農地 2
III	支援の対象となる農業者の要件 2
IV	事業要件（推進活動の実施） 4
V	対象活動	
1.	支援の内容 5
2.	有機農業 6
3.	炭素貯留効果の高い堆肥の 水質保全に資する施用（堆肥の施用） 11
4.	緑肥の作付け 12
4-1.	カバークロップ	
4-2.	リビングマルチ	
4-3.	草生栽培	
5.	不耕起播種 13
6.	長期中干し 13
7.	秋耕 13
8.	地域特認取組 13
(参考)	5割低減の取組 14
VI	対象活動の事例	
1.	対象活動の事例 15
2.	第三者委員会による評価へのご協力のお願い 15
VII	活動の手順、申請の手続	
1.	活動の手順 16
2.	申請の手続 17
3.	提出する書類の一覧 18
4.	保管する証拠書類等 20
5.	交付額の算出方法 21
6.	交付金の返還 21
7.	申請手続きの電子化 22

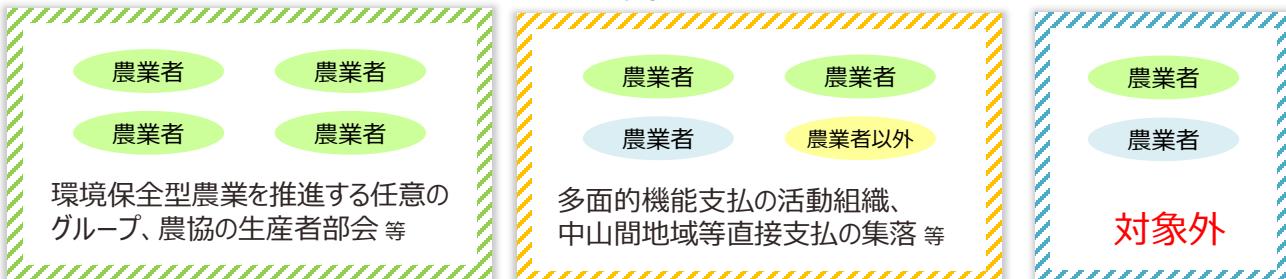
1 農業者の組織する団体

複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた方々によって構成される任意組織（以下「農業者団体」という。）が対象になります。

農業者団体は、代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

〈農業者団体の例〉

同一団体内に、環境直払の対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要です。



農業者は、環境直払の対象活動に取り組む農業者 農業者は、環境直払の対象活動に取り組んでいない農業者

農業者団体の区域について

- ❖ 同一市町の範囲内で農業者団体を形成してください。
- ❖ 複数集落や市町全域で農業者団体を形成することも可能です。
- ❖ 複数の市町の範囲で農業者団体を形成する場合、それぞれの市町に事業計画の認定を受ける必要がありますので、それぞれの市町にあらかじめお問い合わせください。

2 一定の条件を満たす農業者

単独で事業を実施しようとする農業者（個人・法人）は、以下のいずれかの条件に該当するとともに、**市町が特に認める場合に対象になります。**

① 集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

- ・対象活動※1 の取組面積が、**自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上※2**となる農業者

同一市町内の複数の農業集落で対象活動を行う場合は、いずれかの農業集落で1/2以上※2の割合を超える必要があります。

- ・同一市町内の対象活動の取組面積が、**全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上※2**となる農業者



※ 1 「対象活動」とは、化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う取組（堆肥の施用、緑肥の作付け等）をいいます。（5～13ページ参照）

※ 2 土地利用型作物以外については2割以上になります。

環境直払において「土地利用型作物」とは、稻、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆、そば、なたね、てん菜、でんぶん原料用ばれいしょ及び飼料作物をいいます。

② 複数の農業者で構成される法人

複数の農業者で構成される法人（農業協同組合を除く）

Ⅱ 対象農地

農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地で行われる対象活動が支援の対象となります。詳細については農地の所在する市町にお問い合わせください。

Ⅲ 支援の対象となる農業者の要件

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者が環境直払の支援の対象となるには、次の要件を満たす必要があります。

- ① 主作物^{※1}について販売することを目的に生産を行っていること。
- ② みどりのチェックシートの取組を実施^{※2}していること。

※1 主作物 ……

有機農業の取組又は化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組の対象作物のことです。

※2 みどりのチェックシートの取組を実施 ……

地方公共団体等が主催するGAP指導員等による指導・研修又は農林水産省が提供するオンライン研修を受講し、「みどりのチェックシート」（様式第14号）に定める持続可能な農業生産に向けて実施すべき環境負荷低減や農作業安全についての取組を実施することです。

本交付金に取り組むにあたっては、「みどりのチェックシート」の取組の全ての項目を実施のうえ、研修を受講したことがわかる書類と合わせて実施状況報告の際に提出していただきます。

民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合などは認証書の写し等を提出することで、研修の受講や「みどりのチェックシート」の提出を省略できます（19ページ参照）。

みどりのチェックシートについて、取り組んでいただく内容

ステップ

1 みどりのチェックシートの取組に関する指導・研修を受講

以下のいずれかを受講してください

- 地方公共団体が主催する研修
- 農林水産省提供のオンライン研修
- GAP指導者による指導
- 民間団体が主催する研修 など

ステップ

2 みどりのチェックシートの取組を実施

ステップ1の指導又は研修で学んだ内容に基づいて、取組を実施します。

以下すべての項目を実施してください。

- 化学合成農薬の使用量低減
- 温室効果ガス・廃棄物の排出削減
- 化学肥料の使用量低減
- 農作業安全

ステップ

3 みどりのチェックシートを提出してください。

「みどりのチェックシート」の取組の全ての項目を実施し、□欄に✓を記入します。
(ただし、該当しない場合は除きます)

※関連書類をご自身で保管してください。

みどりのチェックシートの取組を行ったことを証明する書類を保管してください。
(ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合は不要です)

みどりのチエックシート

下記の持続可能な農業生産に係る取組の各項目のうち、農業生産活動の実態に応じて実際に取り組んだ内容について、□欄に✓を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／＼（斜線）を記入してください。

【化学合成農薬の使用量低減】

- 農薬の適正な使用・保管
- 農薬の使用状況等の記録を保存
- 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備
(健全種苗の使用、病害虫の発生源除去等)
- 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断
(発生予察情報の活用による防除等)
- 多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除
(物理防除・生物防除の活用等)

【化学肥料の使用量低減】

- 肥料の適正な保管
- 肥料の使用状況等の記録を保存
- 有機物の施用
(堆肥や有機質肥料の利用、綠肥・作物残渣のすき込み等)
- 作物特性やデータに基づく施肥設計
(簡易土壤診断、前作の収量等)

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】

- 電気・燃料の使用状況の記録を保存
- 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入
(省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、(ま場への炭素貯留等)
- 廃棄物の削減や適正な処理
(プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化)

【農作業安全】

- 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施
(定期メンテナンス、点検記録作成等)
- 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善
(作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等)

事業要件（推進活動の実施）

農業者団体の構成員、又は一定の条件を満たす農業者は「**自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動**」（以下「**推進活動**」※1といいます。）として以下に掲げる活動のうち、いずれか1つ以上を実施してください。

農業者団体は原則として、対象活動に取り組むすべての農業者が共通の活動を選択する必要があります。

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組

▶ 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動

- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定※2

▶ その他

- ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施
- ⑨ 中山間地※3及び指定棚田地域※4における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合（**令和5年度より優遇措置として新設**）
- ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

※1 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的に事業要件としています。

※2 堆肥の施用や、有機農業の加算措置に取り組む農業者（詳細は7・11ページ参照）は、土壌診断の実施が要件となっているため、推進活動として選択することはできません。

※3 地域振興立法（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法）の指定地域や農林統計上の農業地域類型区分において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域が対象となります。詳細については、農地の所在する市町にお問い合わせください。

※4 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域が対象となります。
詳細については、農地の所在する市町にお問い合わせください。

1 支援の内容

【交付単価】

化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の対象取組に対して支援を行います。

全国共通取組		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000円/10a
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り※1、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000円/10a
	堆肥の施用※2	4,400円/10a
	カバークロップ	6,000円/10a
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円/10a (3,200円/10a)
	草生栽培	5,000円/10a
	不耕起播種	3,000円/10a
	長期中干し	800円/10a
	秋耕	800円/10a

※1 「炭素貯留効果の高い有機農業」を選択する場合、土壤診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかの取組を行っていただきます。

施用量や播種量に決まりがあります。（11～12ページ参照）

※2 堆肥の施用とは「炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用」のことをいいます。

取組拡大加算		交付単価 (国と地方の合計)
有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外）に新たに取り組む農業者の受け入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体を支援	活動によって、新たに有機農業の取組を開始した農業者の有機農業の取組面積に応じて支援	新規取組面積あたり 4,000円/10a



配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

2 有機農業 化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

【要件】

- ① 主作物の生産において、化学肥料・化学合成農薬を使用していないこと。※1、2
- ② 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること。
- ③ 播種又は植付け前2年以上※3 使用禁止資材を使用しないこと。
- ④ 有害動植物の防除を適切に実施していること。
- ⑤ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと。

※1 「通常の営農管理において化学肥料又は化学合成農薬のいずれかを使用していない作物」、「水耕栽培等土壤を利用しない栽培方法で生産される作物」及び「永年性飼料作物」は、支援の対象となりません。

※2 化学肥料・化学合成農薬の使用に関しては、次のとおりです。

- 「有機農産物の日本農林規格」別表1の肥料及び土壌改良資材、別表2の農薬については使用することができます。（9～11ページ参照）
化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後には場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（「有機農産物の日本農林規格」別表1又は別表2に掲げるものを除く）が使用されないものを使用することができます。
- 植物防疫法第23条第1項又は第31条第1項に基づき実施される発生予察事業における警報が発令された場合、当該警報に基づく防除を行うときは化学合成農薬を使用することができます。

※3 多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農作物にあっては播種又は植付け前2年以上が転換期間となります。

転換期間中も環境直払の支援対象となりますが、転換中の区域について、有機農法と慣行農法を交互に行うことのないようにしてください。



有機農業の取組に関する注意事項

- ◆ 有機農業に取り組む各々の作物について、県において支援対象となるかを事前に県、市町にお問い合わせください。
- ◆ 有機JAS認証の取得を求めるものではありません。
- ◆ 生産した農作物について「有機農産物」等と表示する場合には、別途、有機JASの認証を取得する必要がありますのでご注意ください。
- ◆ 作物によって交付単価が異なるものがあります。（5ページ参照）

加算措置（炭素貯留効果の高い有機農業）に取り組む場合

地球温暖化防止に貢献するため、炭素貯留効果の高い有機農業を行っていただく場合に限り、10aあたり2,000円が加算されます。

（取組開始前に営農活動計画書の提出が必要です）



⚠️ 炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置）に関する注意事項

加算措置の対象となるのは、そば等雑穀、飼料作物以外を主作物として有機農業に取り組む場合に限ります。

そば等雑穀、飼料作物を主作物としている場合は、加算措置を受けることはできません。

【加算措置の要件】

土壌診断※¹を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかの取組※²を実施すること。

※ 1 水田の場合は可給態窒素（困難な場合はpH）、畑地の場合はECが必須項目になります。

※ 2 堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培の取組に、単独で取り組む場合と同一の要件で実施してください。施用量や播種量に決まりがあります。（11～12ページ参照）

取組拡大加算（有機農業の新規取組に係る指導等の活動）に取り組む場合

本交付金を受給している農業者団体が令和5年から新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して、指導・助言・相談対応の活動を行っていただく場合に限り、新規取組面積10aあたり4,000円が加算されます。



【取組拡大加算の要件】

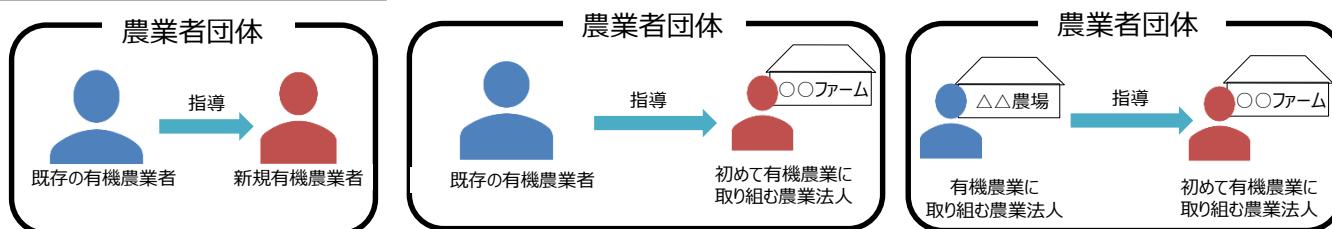
※指導を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、

令和5年度に有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物を除く）を実施する必要があります。

※活動を行った農業者団体に対して 指導等によって増加した新規取組面積×4,000円/10aを支援します。

※新たに有機農業に取り組む農業者であっても、既に有機農業に取り組む農業法人に所属する農業者への指導については、取組拡大加算を活用することはできません。ただし、農業者団体に所属する農業法人が組織として初めて有機農業に取り組む場合は、本加算措置を活用して同じ農業者団体に所属する他の農業者や法人から指導を受けることができます。

加算措置の対象となるケース



新たに有機農業に取り組む農業者・法人への指導が対象となります。

有機農業の取組の注意点

令和2年度から環境直払における有機農業の定義を見直し、
「国際水準の有機農業」の実施が要件となりました。

なお、有機JAS認証の取得を求めるものではありません。

- ❖ **様式第1号（農場管理シート・現地確認チェックリスト）と資材証明書等の写しを提出いただきます。（18～19ページ参照）。**
- ❖ **有機農業に取り組むすべての支援対象農業者※は、実施状況確認（現地確認）を受けていただくことになります。チェックを受ける項目は以下のとおりです。**
※ 有機JAS認証を取得している農業者を除きます。

実施状況確認 チェック項目	基準
化学肥料・化学合成農薬等の使用禁止資材の使用の有無	多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあっては播種又は植付け前2年以上、使用禁止資材を使用しないこと
有害動植物の防除	原則、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと
種子や苗等	原則、使用禁止資材を使用しない等、有機栽培由來の種子、苗等を使用すること
周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないような必要な措置	必要に応じて、緩衝帯の設置や水管理、機械・器具の洗浄を行うこと
組換えDNA技術の利用の有無	組換えDNA技術を利用しないこと
放射線照射の有無	放射線照射を行わないこと

有機農産物の日本農林規格（抜粋）

制 定	平成12年1月20日 農林水産省告示第59号
一部改正	平成15年11月18日 農林水産省告示第1884号
全部改正	平成17年10月27日 農林水産省告示第1605号
一部改正	平成21年8月27日 農林水産省告示第1180号
一部改正	平成24年3月28日 農林水産省告示第833号
一部改正	平成27年12月3日 農林水産省告示第2597号
一部改正	平成28年2月24日 農林水産省告示第489号
一部改正	平成29年3月27日 農林水産省告示第443号
最終改正	令和4年9月22日 農林水産省告示第1473号

別表1

肥料及び土壤改良資材	基 準
植物及びその残さ由来の資材 発酵、乾燥又は焼成した排せつ物 由来の資材（うち家畜排せつ物に限る） 油かす類	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。 家畜及び家きんの排せつ物に由来すること。
食品工場及び繊維工場からの農畜 水産物由来の資材 と畜場又は水産加工場からの動物 性產品由來の資材 発酵した食品廃棄物由來の資材 バーク堆肥 メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあっては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グアノ 乾燥藻及びその粉末 草木灰 炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩化カリ 硫酸カリ 硫酸カリ苦土 天然りん鉱石 硫酸苦土 水酸化苦土 軽焼マグネシア 石こう（硫酸カルシウム） 硫黄 生石灰（苦土生石灰を含む。） 消石灰 微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素） 岩石を粉碎したもの	天然鉱石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然鉱石を水洗精製したものであること。 カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然鉱石を粉碎したものであること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものでないこと。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 ただし、土壤改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
木炭 泥炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 微量要素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものでないこと。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 ただし、土壤改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト パーライト ゼオライト バーミキュライト けいそう土焼成粒 塩基性スラグ 鉱さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。 トーマス製鋼法により副生すること。 天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来すること。

よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム 塩化カルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
食酢	
乳酸	
製糖産業の副産物 肥料の造粒材及び固結防止材	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
その他の肥料及び土壤改良資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。植物の栄養に供すること又は土壤を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壤の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

※ 汚泥を使用する場合については、申請者が、汚泥を排出しているすべての事業者等の汚泥の由来や排出過程等を管理・把握し、当該汚泥がすべて天然物質及び天然物質に由来するものであることを証明できなければなりません。このため、現実には、汚泥を有機農産物の生産に使用できるのは例外的な場合に限られると考えられます。

※ 使用した資材が別表1に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。

証明できない場合は支援の対象となりません。

※ 燃焼、焼成、溶融、乾留又はけん化することにより製造されたもの及び化学的な方法によらずに製造されたものは「化学的処理を行っていない」ものに該当します。

別表2

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤 調合油乳剤 マシン油工アゾル マシン油乳剤 デンプン水和剤 脂肪酸グリセリド乳剤 メタアルデヒド粒剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 石灰硫黄合剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰	捕虫器に使用する場合に限ること。
	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。

天敵等生物農薬
天敵等生物農薬・銅水和剤
性フェロモン剤
クロレラ抽出物液剤
混合生葉抽出物液剤
ワックス水和剤
展着剤
二酸化炭素くん蒸剤
ケイソウ土粉剤
食酢
燐酸第二鉄粒剤
炭酸水素カリウム水溶剤
炭酸カルシウム水和剤
ミルベメクチン乳剤
ミルベメクチン水和剤
スピノサド水和剤
スピノサド粒剤
還元澱粉糖化物液剤
次亜塩素酸水

農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
保管施設で使用する場合に限ること。
保管施設で使用する場合に限ること。

銅水和剤の薬害防止に使用すること。

※ 使用した資材が別表2に該当するかどうかは、申請者が証明する必要があります。
証明できない場合は支援の対象となりません。

3 炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用（堆肥の施用）

【要件】

- ① 主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用すること。
- ② C/N比10以上の堆肥であって腐熟したものを使用すること。
- ③ 堆肥施用後に栽培する作物が水稻の場合は10アール当たり概ね1.0トン以上、水稻以外の場合は10アール当たり概ね1.5トン以上の堆肥を施用すること。
- ④ 土壤診断を実施した上で、堆肥施用量が肥効率を考慮した堆肥由来の窒素成分量が原則として県の施肥基準等を上回らないよう、適切な堆肥の施用を行うこと。



なお、堆肥その他使用する資材における窒素及びリン酸の各成分量の合計量が、必要とする投入成分量を超えないよう、施肥管理計画を策定するよう努めるものとする。

〔 堆肥の施用量については、県、市町にご確認ください。 〕

4 緑肥の作付け

4-1 カバークロップ

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ（緑肥）を作付けする取組

【要件】

- ① 品質の確保された種子が、効果の発現を確実に期待できる量以上^{*1}に播種されていること。
- ② 適正な栽培管理^{*2}を行った上で、子実等の収穫を行わず、作物体を全て土壤に還元していること。



*1 種苗メーカーのカタログに記載された標準播種量以上の種子を播種することが必要です。

*2 カバークロップの栽培期間は、春夏播きの場合は概ね2ヶ月以上、秋冬播きの場合は概ね4ヶ月以上を確保することが必要です。

4-2 リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組

【要件】

カバークロップの要件に準ずるものとします。



4-3 草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組

【要件】

カバークロップの要件に準ずるものとします。



カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培の取組に関する注意事項

前年にすき込んだカバークロップ等の種子からある程度の発芽が見込まれたため、一部の出芽不良の箇所にのみ播種を行った場合は、カタログ等に記載された標準播種量未満となり、上記①の要件を満たさないため支援対象となりません。

5 不耕起播種 ほ場の全面耕起を行なうことなく、播種する取組

【要件】

- ① 主作物が麦（小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦）、大豆であること。
- ② 主作物について、前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用の播種機（乗用管理専用機又はトラクターに装着した専用のアタッチメントを含む）による播種を行うこと。
- ③ 播種前に、茎葉処理型の除草剤を散布すること。



6 長期中干し 通常よりも長期間の中干しを実施する取組

【要件】

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10アールあたり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。



7 秋耕 秋季に耕うんを行い、翌春に水稻を作付け（湛水）する取組

【要件】

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 主作物の収穫後に耕うん（秋耕）を実施し、翌春に水稻の作付け（湛水）を行うこと。
- ③ 耕うんは湛水の4か月以上前に実施すること。



【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料・化学合成農薬の使用を県の慣行レベルから原則として5割以上低減^{※1}する取組です。

※1 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については県、市町にお問い合わせください。

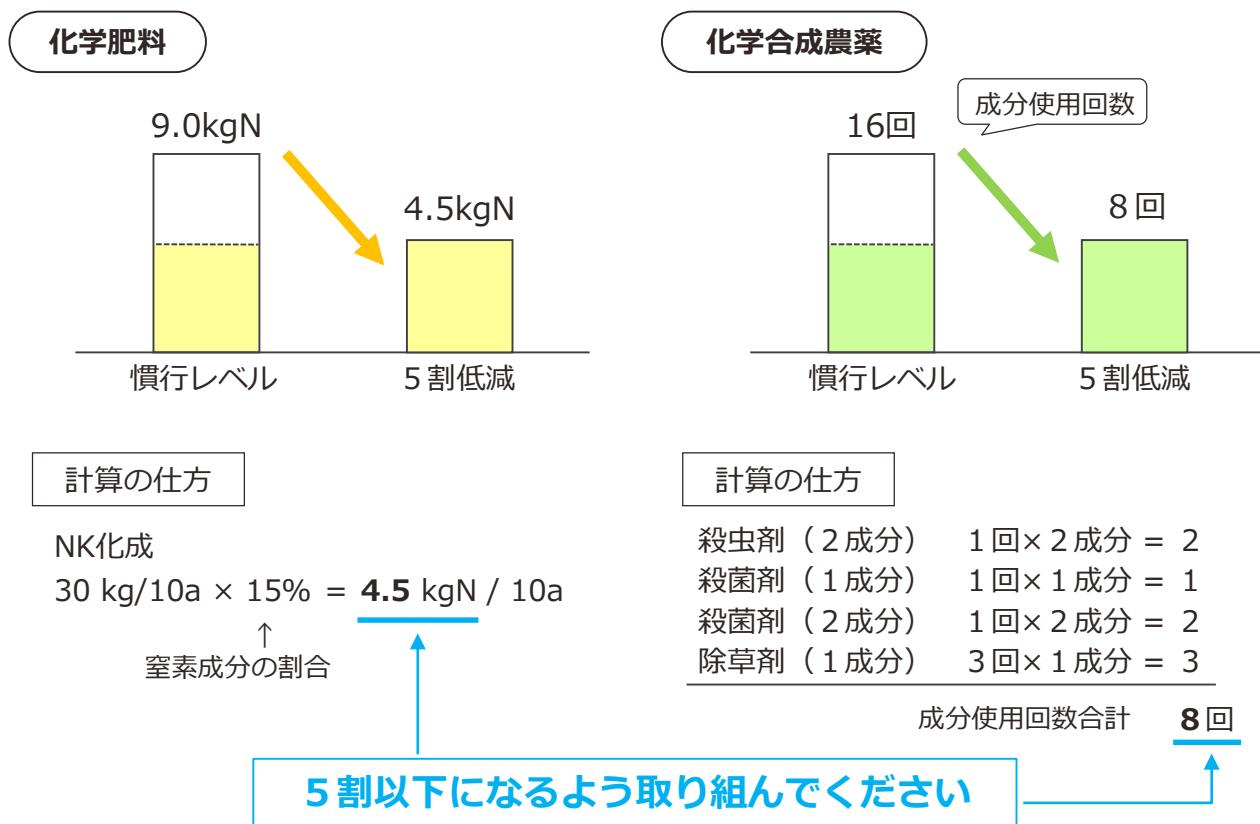
【算定の仕方】

低減割合の比較に用いる慣行レベル^{※2}は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素成分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※2 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。詳細については、県・市町にお問い合わせください。

～化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方～



1 対象活動の事例 ※1,2

	R 4 年度	4月	R 5 年度	3月
有機農業		(取組拡大加算を含む) 有機農業（水稻）	加算措置 堆肥の施用 又は 緑肥の作付け	
堆肥の施用		年度またぎ 堆肥の施用	水稻（5割低減） 堆肥の施用	
			葉菜類（5割低減）	※3
緑肥の作付け	カバークロップ リビングマルチ 草生栽培	年度またぎ カバークロップ（れんげ）	水稻（5割低減） カバークロップ（れんげ）	カバークロップ（れんげ）
			水稻（5割低減）	※3
秋耕 ※4		R 5 年度	3月 4月 R 6 年度	
		水稻（5割低減） 秋耕	4か月以上	水稻の作付け (湛水)

※ 1 上記は例示です。これらに限定されるわけではありません。

※ 2 一部の事業との重複受給はできません。

どのような場合に重複受給になるかは、県、市町にお問い合わせください。

※ 3 本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されるため、年度をまたぐ取組の場合は、営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取ることになります。

※ 4 秋耕は、主作物（水稻）の収穫後に秋耕を行った時点で、対象活動の終了とみなされ、秋耕を行った年度に交付金が交付されます。ただし、翌年度に湛水をしていただく必要があります。

2 第三者委員会による評価へのご協力のお願い

交付状況の点検や効果評価のための調査にご協力ををお願いする場合があります。

1 活動の手順

本事業に取り組まない意向の市町もあるため、

農地の所在する市町に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

① 農業者の組織する団体の設立

- ▶ 複数の農業者等で集まって農業者団体を設立します。

[農業者団体]

代表者、組織の規約を定めるとともに、組織としての口座を開設してください。

[規約]

規約には、総会の議決事項として交付金の配分及び収支決算に関する事項を設けるなど、
「交付金の使いみちの決定方法（交付金の活用方法）」を定めてください。

交付金の使いみち …交付金は**支援対象農業者への配分、農業者団体として実施する推進活動**
及び団体の事務を担当する者の手当等の農業者団体の事務経費に使うことができます。

② 計画の策定

- ▶ 構成員が取り組む対象活動（有機農業、堆肥の施用、縁肥の作付け等）や推進活動（4ページ参照）を決めてください。
- ▶ 5年間の事業計画や営農活動計画書を策定して、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

③ 申請書類の提出

- ▶ 申請書類について、対象活動を行う農地が所在する市町に提出してください。

④ 対象活動、推進活動及びみどりのチェックシートの取組の実施

- ▶ 計画に基づき、対象活動、推進活動を実施してください。
- ▶ みどりのチェックシートの取組については、指導・研修を受講の上、実施してください。

⑤ 報告書類の提出

- ▶ 当該年度の活動内容等をとりまとめて報告書を作成し、対象活動を行う農地が所在する市町に提出してください。
- ▶ 交付金の使いみちについては、総会の承認を得るなど、構成員の合意・了承の手続を行ってください。

⚠ 年度をまたぐ取組に関する注意事項

本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されます。

年度をまたぐ取組の場合、**営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取ることになります。**

2 申請の手続

 提出する書類は取組によって異なります。詳細は18~19ページを確認してください。

① 5年間の事業計画、営農活動計画書の提出・認定

[令和5年6月末まで]

農業者団体の構成員が取り組む対象活動の合計面積や推進活動（4ページ参照）の計画を記載し、市町から計画の認定を受けてください。

※ 5年間の計画を事業実施初年度に提出しますが、計画期間中に内容を変更する場合は（実施面積の増加、交付金額の増加及び対象活動の変更等）、改めて市町の認定を受けてください。

提出書類 事業計画（共通様式第2号）、営農活動計画書（共通様式第3号）、農場管理農業者団体の規約 等

② 交付申請書の提出【毎年度】

[市町が定める日まで]

交付金の交付を受けるために、交付を受ける予定の金額等を記載して提出してください。

[対象活動、推進活動の実施]

有機農業の取組、堆肥の施用、緑肥の作付け等の対象活動及び推進活動を実施してください。

提出書類 市町が定める書類

③ 実施状況報告書等の提出

[令和6年1月末日まで]

農業者団体の構成員ごとに取り組んだ面積や農業者団体として取り組んだ推進活動を報告様式に記載し、みどりのチェックシートや生産記録等を添付し提出してください。

※ 令和6年3月末までに取組が終わる予定のものも提出してください。

提出書類 実施状況報告書（様式第6号）、生産記録、みどりのチェックシート（様式第14号）、みどりのチェックシートに係る指導・研修を受講したことが証明できる書類、その他県及び市町が提出を求める書類等

④ 実績報告書の提出

[市町が定める日まで]

交付金の使いみち等を記載して提出してください。

県や市町が取組内容を確認後、交付金が支払われます

提出書類 市町が定める書類

⑤ 営農活動実績報告書の提出

[令和6年4月末まで]

実施状況報告書からの変更内容を記載して提出してください。※

提出書類 営農活動実績報告書（様式第10号又は共通様式第6号）、実施状況の報告から変更のあった書類

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

3 提出する書類の一覧

1 事業計画、営農活動計画書の提出

① 提出書類（必須）

提出書類	様式番号
多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について	共通様式第1号
多面的機能発揮促進事業に関する計画	共通様式第2号
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)	共通様式第3号

② 必要に応じて提出する書類

提出が必要となるケース	提出書類	様式番号
農業者団体の場合	規約	
一定の条件を満たす農業者のうち複数の農業者で構成される法人の場合（1ページ参照）	複数の農業者で構成されていることが分かる書類※1	
有機農業の取組を実施しようとする農業者の場合	農場管理シート・現地確認チェックリスト	様式第1号※2

※1 申請する市町によって提出する書類が異なります。市町にご確認ください。

※2 有機JAS認証を取得しているほ場については、要件に即して対象活動に取り組むことを確認できれば、認証書の写し又は認証機関に提出した書類を様式第1号に代えることができます。

2 実施状況報告書等の提出

① 取組共通の提出書類（必須）

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書	様式第6号

添付書類（生産記録等）

生産過程等において使用した肥料及び農薬、導入した技術等、要件に即して対象活動を実施したことや認証機関等が確認していれば、「県等の特別栽培農産物等の認定書の写し又は認証機関等に提出した書類」を提出することで生産記録に代えることができます。ただし、記載内容によつては追加で書類の提出を求める場合がありますので、県や市町にご確認ください。

（取組共通の提出書類は次ページに続く）

① 取組共通の提出書類（必須）

提出書類	様式番号
みどりのチェックシート	様式第14号※

添付書類（指導又は研修を受講したことがわかる書類）

○地方公共団体等が主催するGAP指導員等による研修の受講証又は農林水産省が提供するオンライン研修を受講した場合は、修了証を提出してください。
 ○県や市町等の地方公共団体以外が主催する研修や指導を受けた場合、研修講師の指導実績があることを確認できる書類も併せて提出してください。

※ 民間団体によるGAPの第三者認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP）等を取得している場合認証書の写しを提出することで、指導・研修の受講及び様式第14号の提出を省略することができます。

② 対象活動別の提出書類（必須）

対象活動	提出書類
有機農業	有機農産物規格別表1の肥料及び土壌改良資材又は別表2の農薬を農産物の生産過程等に使用した場合は、使用した資材について、同規格別表1又は別表2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写し
炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置の取組）	土壌診断結果書類の写し 当該取組の生産記録

③ 必要に応じて提出する書類

- 県及び市町が提出を求める書類

3 営農活動実績報告書の提出

① 提出書類

提出書類	様式番号
環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書 ※	様式第10号 または 共通様式第6号

※ 実施状況報告書の提出の時点で対象活動等を実施済みであり、報告内容に変更がない場合、営農活動実績報告書の提出を省略することができます。

② 必要に応じて提出する書類

- 生産記録（実施状況報告書の提出の際に見込みで提出した場合）
- 県及び市町が提出を求める書類

4 保管する証拠書類等

1 取組共通の証拠書類

証拠書類

(ほ場面積等が確認できる書類（交付金の交付金額算定の基となった書類）

推進活動の実施内容等が分かる書類

主作物についての出荷・販売したことを証明する出荷・販売伝票等の写し
(取組面積が10a以上の場合は省略することが可能です)

みどりのチェックシートの取組を実施したことを証明する書類等
(ただし、証明する書類等を作成することが困難な取組を実施した場合は不要です)

特別栽培農産物等の認証を受けた者の場合は、認定証の写し

2 対象活動別の証拠書類

対象活動	証拠書類
堆肥の施用	<ul style="list-style-type: none">堆肥の購入伝票等の写し*堆肥の成分証明書等の写し土壤診断結果書類の写し施肥管理計画（作成した場合）の写し
カバークロップ リビングマルチ 草生栽培	<ul style="list-style-type: none">カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培の種子の購入量を証明する購入伝票等の写し標準的な播種量を証明するカタログ等の写し
不耕起播種	播種前に適正に除草剤が散布されていることを証明する購入伝票等の写し
炭素貯留効果の高い有機農業（加算措置の取組）	堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかの取組を実施した場合に必要となる書類
取組拡大加算	指導を受ける農業者の栽培日誌等

* 無償で堆肥入手した場合は伝票等の取引内容の分かる書類等、自給堆肥の場合は堆肥原料、その量、堆肥製造期間、堆肥製造場所、製造した堆肥の量等を記載した書類に代えることができます。

3 証拠書類等の確認や保管期間

- ▶ 証拠書類は、県及び市町が**必要に応じて提出を求める場合**があります。
- ▶ 交付金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類は、交付を受けた年度の翌年度から**5年間保存**してください。

5 交付額の算出方法

交付額は、履行面積に単価を乗じたものです。

ただし、以下の「交付額の算定に関する注意事項」のとおり、減額されることがありますのでご承知ください。

なお、履行面積とは畦畔や法面を除いた実際に対象活動が行われた面積（市町等による実施状況の確認後の面積）です。

交付額

=

交付単価

×

履行面積※
(確認後面積)

※ 交付額の計算に用いる履行面積は、対象活動別に履行面積を合計してアール未満を切り捨てた面積となります。

⚠ 交付額の算定に関する注意事項

- ① 申請した面積全てが支援の対象となるわけではありません。適切な栽培管理が行われなかつたと判断された場合等は、当該面積については支援の対象となりません。
- ② 支援対象となる取組が同一農地で年間に複数回行われた場合の取組面積は、延べ面積ではなく、1つのほ場において、1取組分の面積です。2つの取組を組み合わせて行った場合（例：1つの農地で堆肥の施用とカバークロップの取組を行う）であっても、支援の対象は1つの取組分となります。※
※ 有機農業の加算措置の取組、取組拡大加算を除きます。
- ③ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。

6 交付金の返還

要件を満たさないことが確認された場合は、当該年度に交付された交付金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めることがあります。

虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部を返還することになります。また、翌年度以降の参加を制限する場合があります。

7 申請手続きの電子化

農林水産省では、同省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）を構築しました。本交付金においても令和4年度から電子申請を開始しております。

電子申請の利用には、デジタル庁が提供するgBizIDの取得が必要となりますので、農業者団体又は法人名でアカウントを取得してください。

電子申請を希望する皆様へ



現在、電子申請を利用可能な市町は限られています。
事前に市町へeMAFFの利用可否をご確認ください。

環境保全型農業直接支払交付金の申請をパソコンで行うためには、以下の手順に沿ってIDを登録いただく必要があります。電子申請を希望される場合は、農地の所在する市町にお問い合わせください。

- 1** 最初に、**gBizID（ジービズアイディ）** を登録します。以下のサイトにアクセスし、必要事項を記入の上、**gBizID**を取得してください。
- 2** **gBizID**を用いて**eMAFF**へアクセスします。必要事項を記入の上、**eMAFF**で利用する申請者用のIDを登録してください。
- 3** 終了次第、**eMAFF**の利用が可能となります。



電子申請用ウェブサイト

1 gBizIDウェブサイト
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



2 eMAFFウェブサイト
<https://e.maff.go.jp/>



必要なものチェックリスト

- パソコンやタブレット等
- インターネットに接続できる端末
- インターネット環境
- 代表者の身分証明書

eMAFFによるオンライン申請のメリット

- ①窓口に行かなくとも自宅や職場のパソコンやタブレットから申請ができます。
- ②eMAFFに各種手続が掲載されるため、ワンストップ（1か所でサービス実現）で各種手続の申請が可能になります。
- ③インターネットを利用して、役所の開庁時間にしばられることなく、いつでも申請できます。
- ④eMAFFに申請情報が蓄積されるため、紙で管理する手間が省けます。
- ⑤蓄積された申請情報は次回の申請等に利用できるため、入力作業が楽になります。
- ⑥eMAFF上で自分が行った申請の状況を把握することができます。
- ⑦デジタル庁が提供する法人共通認証基盤（gBizID）で払い出されるIDを利用及び2要素認証（2つの異なる方法による認証）により、申請者の確認を行いますので、他者のなりすましによる不正アクセスを防止するなどのセキュリティ対策をとっています。

お問い合わせ先

広島県	お問い合わせ先	連絡先（電話番号）
西部農林水産事務所	農村振興課産地推進係	082-513-5417
西部農林水産事務所呉農林事業所	農村振興課産地推進係	0823-22-5400(代)
西部農林水産事務所東広島農林事業所	農村振興課産地推進係	082-422-6911(代)
東部農林水産事務所	農村振興課産地推進係	084-921-1633
東部農林水産事務所尾道農林事業所	農村振興課産地推進係	0848-25-4651
北部農林水産事務所	農村振興課産地推進係	0824-72-2024
広島県庁農林水産局農業技術課	農業生産管理グループ	082-513-3585

環境保全型農業直接支払交付金に関する詳細な情報

取組を行う上での詳細な要件等は、取組を行う農地が所在する市町にご確認をお願いします。

環境保全型農業直接支払交付金の申請様式、要綱・要領は以下のホームページに掲載しています。

農林水産省 環境保全型農業直接支払交付金ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html

環境保全型農業直接支払交付金



農林水産省